

○札幌市水道局工事等電子入札実施要領

平成21年3月31日

管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局(以下「当局」という。)が発注する工事等に係る電子入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、電子入札に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 当局が入札に係る事務処理を、インターネットを利用して行う情報処理のシステムをいい、一般財団法人日本建設総合情報センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが提供する電子入札コアシステムを当局用に改良したシステムと、これと連携して入札関係情報を公表する入札情報サービスシステム(PPI)とで構成されたシステムの総称をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 電子入札案件 電子入札システムにより入札及びこれに係る一連の手続を行う入札案件をいう。
- (4) ICカード 電子入札システムで利用する、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したカードをいう。
- (5) ID・パスワード 電子入札システムで利用する、札幌市競争入札参加資格者に付与されたIDとパスワードをいう。
- (6) 工事等 札幌市水道局工事施行規程(平成4年規程第10号)第2条第3号に定めるものをいう。
- (7) 紙入札 入札参加の申し込みや入札(見積)書を書面により提出する手続きをいう。
- (8) 事後審査型 札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年3月30日総務部長決裁。以下「事後審査型要領」という。)により、一般競争入札において、入札参加資格の確認を入札後に行う場合をいう。

(電子入札案件の対象範囲)

第3条 この要領において、対象とする電子入札案件は、当局が発注する工事等のうち、契約ごとにあらかじめ電子入札を実施する旨を指定した案件とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードを使用して、あらかじめ電子入札システムによる利用者登録をしなければならない。

- 2 入札参加者等は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、速やかに電子入札システムによる利用者登録変更を行わなければならない。

(ICカード)

第5条 ICカードの名義人は、札幌市競争入札参加資格申請を行った代表者又は代表者から契約締結権限等の委任を受けた受任者とする。

- 2 不正に取得したICカードで行った入札は無効とするものとする。
- 3 名義人の変更等の事由が生じた場合は、ICカードの発行元へ速やかに失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

(共同企業体に係るICカードの取扱い)

第6条 経常共同企業体については、経常共同企業体用として利用者登録された、代表企業名義のICカードにより電子入札に参加するものとする。

- 2 特定共同企業体については、単体企業用として登録された、代表企業名義のICカードにより電子入札に参加するものとする。

(参加資格確認申請等)

第7条 入札参加資格の確認を入札前に行う一般競争入札に参加する者は、受付期間内に、電子入札システムにより参加資格確認申請書を提出するものとする。

- 2 入札参加者は、入札参加資格の確認に必要な資料等(以下「資料等」という。)を、原則として、電子入札システムの添付機能により電子ファイルで提出するものとする。
- 3 資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次に掲げる各号によるものとする。
 - (1) Microsoft Word Word形式
 - (2) Microsoft Excel Excel形式
 - (3) PDFファイル Adobe Readerで読み取りが可能なPDF形式
 - (4) 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
 - (5) その他特別に認めたファイル
- 4 資料等についてファイル圧縮をする場合には、ZIP又はLZH形式に限るものとし、自己解凍形式(exe形式)は認めないものとする。
- 5 入札参加者は、次に掲げる各号に該当する場合、第2項の規定にかかわらず、書面により資料等を提出するものとする。この場合、必ず資料一式を提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めないものとする。
 - (1) 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合
 - (2) 告示・入札説明書等において別途指定がある場合
 - (3) その他、管理者が特に必要と認める場合
- 6 前項の場合、入札参加者は、電子入札様式1により、書面により資料を提出する旨を記

載した電子ファイルを作成し、第1項に定める参加資格確認申請書の提出にあたり、必ず添付するものとする。

(参加資格確認通知)

第8条 前条第1項の定めにより参加資格確認申請書を提出した者に対する、入札参加資格の有無に関する確認通知は、電子入札システムにより送信するものとする。ただし、紙入札により参加した者がいるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

(事後審査型における資料等の提出)

第9条 事後審査型においては、落札候補者(事後審査型要領第4条に規定する落札候補者をいう。以下同じ。)となった者は、提出期限までに、資料等を持参により提出するものとする。

(指名競争入札等の指名通知等)

第10条 指名競争入札等に係る電子入札参加者への指名通知等は、電子入札システムにより送信するものとする。

(電子入札の入札期間)

第11条 電子入札の入札期間は1日以上設けるものとする。

(電子入札案件に対する質問等)

第12条 電子入札案件に対する質問は、電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約(以下「政府調達案件」という。)及び管理者が特に認めた電子入札案件は、この限りでない。

(入札書の提出)

第13条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

2 電子入札システムにより一旦提出された入札書は、書き換え、引き換え及び撤回を認めないものとする。

(紙入札との併用)

第14条 第8条(入札参加資格確認申請等)及び前条(入札書の提出)の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、管理者が特に認める電子入札案件として、提出期限までに書面による入札書、工事費等内訳書、参加(資格確認)申請書及び資料等(以下「入札書等」という。)を受領することができる。この場合、紙入札による参加を希望

する者から、電子入札様式2による申込みを提出期限までに受付けるものとする。

- (1) ICカードの紛失、破損、盗難等によりICカードが使用できなくなり、ICカードを再発行手続中の場合
- (2) ICカードの名義人に変更があり、ICカードを再発行手続中の場合
- (3) プロバイダ障害、電気通信事業者回線障害又は認証局障害の場合
- (4) 天災、電力会社の原因による地域的な停電が発生した場合
- (5) その他やむを得ないと認められる理由がある場合

2 前条の規定にかかわらず、政府調達案件を電子入札案件として手続する場合は、紙入札による参加を希望する者から、提出期限までに適正に提出された、書面による入札書等を受領するものとする。

3 紙入札による参加を希望する者は、電子入札様式3により、書面による入札書を作成するものとする。

4 書面による入札書及び工事費等内訳書は、ともに封書としたうえ封印し封皮に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)、調達件名及び開札の日時が記載されていると共に入札書及び工事費等内訳書在中と記されていない場合は、受領することができない。

(工事費等内訳書の提出)

第15条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、工事費等内訳書を電子ファイルにより添付するものとする。工事費等内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第7条第3項の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政府調達案件を電子入札案件として手続する場合は、紙入札による参加を希望する者から、書面による工事費等内訳書を受領するものとする。

3 一旦提出された工事費等内訳書は、書き換え、引き換え及び撤回を認めないものとする。

(入札の辞退)

第16条 入札参加者は、入札参加資格確認結果通知書又は指名(見積)通知受理後に当該入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに、原則として電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。なお、一旦提出された辞退届については、取消及び撤回は認めないものとする。

(開札)

第17条 当局の入札執行者(課長又は課長が指名する係長等による。以下「入札執行者」という。)は、案件ごとにあらかじめ定めた日時及び場所において、開札前に予定価格調書を開披し、電子入札システムを操作して入札書比較価格を登録した上で、開札を行うものとする。

2 前項の開札は、原則、公開とする。

- 2 前項の開札に際しては、当該入札に係る事務に関係のない職員の立会いは不要とする。
- 3 第1項の開札は、原則、公開とする。
- 4 再度の入札を行う場合は、入札期日を当該開札日の翌日以降とするものとする。
- 5 前項により開札日を決定したときは、電子入札システムにより当該入札者に通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

(紙入札と併用した電子入札の開札)

第18条 入札執行者は、紙入札と併用した電子入札案件を開札する場合は、あらかじめ第14条(紙入札との併用)で正当に受領した入札書に記載された金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したのち、前条の定めにしたがって開札するものとする。

- 2 紙入札により入札に参加した者であって、くじ番号を入札書に記載しなかった者のくじ番号は、「000」を選択したものとする。

(落札者等の決定)

第19条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

- 2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第20条 事後審査型において落札候補者の資格審査をするとき等必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合、入札執行者は、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

- 2 落札決定を保留したのちに落札者を決定したときは、前条第1項の規定によるものとする。

(特定随意契約)

第21条 特定随意契約を行う場合は、電子入札システムを利用して見積書を徴することができる。

- 2 前項の場合、第10条から第14条第1項、第16条、第17条及び第19条第1項の規定を準用する。この場合において、各規定中「入札」とあるのは「見積」と、「入札書」とあるのは「見積書」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、当局が実施する電子入札に関する手続及び運用に

関して必要となる事項については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。